事業主（給与支払者）の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は，納税管理人の届け出と市民税・県民税の納税にご協力ください

納税管理人とは，納税義務者から納税に関する手続（書類の受取り，納税，還付金の受領など）を委任された方をいい，法人等の事業所を指定することもできます。
納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は，**別紙「納税管理人申告（承認申請）書」**により，納税管理人の届け出をお願します。
（地方税法第 300 条，伊佐市税条例第 25 条）

1　出国される方が**特別徴収**の場合

「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また，出国後の市民税・県民税の納税が困難となるため，出国される１ヶ月前までに，次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対　応
１月から５月までの間	①この期間の未徴収額は，最終の給与から一括徴収してください。 ②１月１日に住民票が伊佐市にある方は，帰国されても，新年度の市民税・県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。 ③対象者を伊佐市税務課市民税係にご連絡ください。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので，出国前に税額を預かっていただき，６月上旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。
６月から 12 月までの間	①未徴収税額は，最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は，納税管理人届け出をお願いします。

2　出国される方が**普通徴収**の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に１月から６月までの間に帰国される方は，新年度の市民税・県民税の納税通知書は出国後にお送りすることになるため，納税等が難しくなります。